

議案第 5 4 号

令和 7 年度みよし市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度みよし市下水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

みよし市長 小 山 祐

令和 7 年度 みよし市下水道事業 剰余金処分計算書

(単位 : 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当 年 度 末 残 高	3, 832, 202, 648	2, 600, 764, 683	212, 477, 356
議会の議決による処分額	0	0	△100, 000, 000
建設改良積立金への積立て	0	0	△100, 000, 000
処 分 後 残 高	3, 832, 202, 648	2, 600, 764, 683	(繰越利益剰余金) 112, 477, 356

説 明

この案を提出するのは、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を得るため必要があるからである。